

発委第5号

若狭町議会議員政治倫理条例の制定について

若狭町議会議員政治倫理条例を制定する議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに若狭町議会会議規則（平成17年若狭町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

令和6年12月18日提出

若狭町議会議長 辻岡 正和 殿

提出者

議会改革特別委員会委員長 島津 秀樹

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）の施行を受け、議会の公正性と地方自治法改正の趣旨に沿った若狭町議会議員政治倫理条例を制定することにより、清浄で公正に開かれた町政の発展に寄与することを目的にこの案を提出する。

若狭町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、その担い手たる町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図らないことを町民に宣言するとともに、清浄で公正に開かれた町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び町民の責務)

第2条 議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律その他関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 町が行う許可、認可及び請負、一般物品納入その他の契約に関し、特定の企業、団体等を推薦し、又は紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (4) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正

に行使するよう働きかけないこと。

- (5) 町職員の採用に関して、推薦し、又は紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (6) 町職員の異動及び昇格等に関して、推薦し、又は紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (7) 町が行う許可、認可及び請負、一般物品納入その他の契約に係る企業、団体及び事業主から政治活動に関する寄附を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (8) 議会内での地位や議員としての地位を利用して、他の議員又は町職員はもとより、何人に対してもハラスメントその他人権侵害のおそれのある言動をとらないこと。
- (9) 議員として職務上特別に知り得た情報を漏らしたり、不当な目的のために使用しないこと。その職を退いた後も同様とする。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(町工事等に関する遵守事項)

第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定を遵守しなければならない。

2 議員は、自己又は2親等内の親族（以下「親族」という。）が実質的に経営に携わる法人が町との間で締結する請負契約等に関し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

3 議員は、町から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の長に就任する場合は、議長に届け出なければならない。ただし、就任に当たっては、第1条の趣旨に反するものであってはならない。

(指定管理者の指定に関する遵守事項)

第5条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町が設置する公の施設の管理を行う指定管理者となる法人その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人及び清算人（以下「役員」という。）に就くことができない。

2 議員が実質的に経営に携わる法人は、町が設置する公の施設の管理を行う指定

管理者となることができない。

(請負及び指定管理者の指定の状況の報告並びに公表)

第6条 議員は、自己、親族若しくは親族が役員である法人又は自己若しくは親族が実質的に経営に携わる法人が町に対し請負をする場合及び親族が役員である法人その他の団体若しくは親族が実質的に経営に携わる法人その他の団体が町から指定管理者の指定を受ける場合の状況を議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告の概要を公表しなければならない。

3 前2項の規定による請負及び指定管理者の指定の状況の報告並びに公表に関する手続その他必要な事項については、議長が別に定める。

(審査の請求)

第7条 議員が第3条から第5条までの規定に反する行為をした疑いがあるときは、町民は法第18条に規定する選挙権を有する50人以上の連署をもって、議長に審査を請求することができる。

(審査の適否及び審査特別委員会の設置)

第8条 議長は、議員に関して、前条に規定する審査請求があったときは、その審査の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

2 前項の場合において、当該議員が議会運営委員会所属議員のときは、その協議に加われないものとする。

3 議会運営委員会は、協議の経過と結果を議長に報告し、議長は審査請求が適当との報告を受けたときは、議会に諮って若狭町議会議員政治倫理審査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

4 委員会の組織及び運営については、若狭町議会委員会条例(平成17年若狭町条例第192号)の定めるところによる。

(政治倫理基準等の違反に係る委員会の審査)

第9条 委員会は、政治倫理基準等に違反する行為の存否に関して審査するものとする。

2 委員会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに、審査の結果及び意見を記載した審査結果報告書を議長に提出しなければならない。

3 委員会は、審査を行うに当たっては、審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 4 委員会は、審査を行うため、審査対象議員その他の者に対し必要な文書等の提出を求め、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 5 委員会は、審査対象議員による町職員への行為のうち第3条に規定する政治倫理基準に違反するものに関し、その対応等を記録した文書等の提出を、当該文書等を保有する町長その他の執行機関に求めることができる。
- 6 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、真に利害関係を有する者、学識経験を有する者等から積極的に意見を聴くよう努めなければならない。
- 7 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の公表)

第10条 議長は、委員会から審査結果報告書の提出を受けたときは、違反の有無にかかわらず、審査請求をした者の代表者及び審査対象議員に対し、その内容を通知するとともに、広報紙等で速やかにその概要を公表しなければならない。

(審査結果に対する措置)

第11条 議会は、委員会からの報告に基づき、政治倫理基準等に違反していると認められる議員に対して、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずることができる。

- 2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

(議員の協力義務)

第12条 議員は、委員会から出席又は審査に必要な文書等の提出を求められたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(特例)

第13条 町が発注する工事等のうち、災害時の緊急対応に係るものについては、この条例を適用しない。ただし、第1条の趣旨に反するものであってはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。